

# 労働・助成金情報 特急便

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町  
11-7-701

第8号(2011年11月)TEL:092-409-9257

日増しに寒さが身にしみるようになりました。さて今回は傷病手当金について詳しく取り上げたいと思います。ぜひご参考にされて下さい。

## 傷病手当金

健康保険の被保険者（任意継続被保険者を除く）が療養のために仕事を休み給料を受けられないときには傷病手当金が支給されます。

### どのようなときに支給できますか？

次の4つの条件を満たしたときは傷病手当金が支給されます。

- ① 病気・けがで療養中であること
- ② 仕事につけないこと（労務不能）

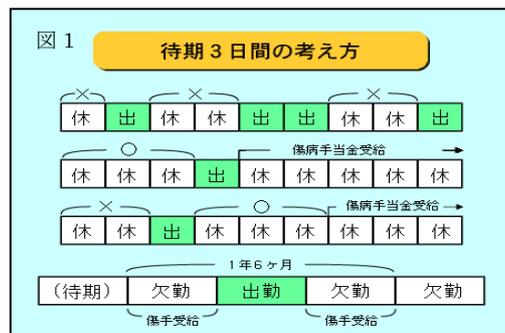
今までより軽い仕事についたり、医師の指示で半日出勤し今までと同じ仕事をするような場合は労務不能とは認められません。

- ③ 4日以上休むこと

療養のため仕事を休んだ日が連続して3日（公休、有給休暇も含む）あったうえで4日以上休んだ場合に4日目から支給が開始されます。この3日間を待機期間といいます。

- ④ 給料を受けられないこと

給料を受けていても傷病手当金の額より少ない時は差額が支給されます。



### 傷病手当金は、いくらぐらいもらえるのですか？

1日につき、その人の標準報酬日額の3分の2が支給されます。支給は通院、入院だけでなく、自宅療養の期間も含まれますが、支給されるのは、あくまで給料の支払いがない期間ですので、有給休暇で休んだ場合は対象とはなりません。

※標準報酬日額＝標準報酬月額（月給）／30

### 傷病手当金がもらえる期間はあるのですか？

最大1年6ヶ月となります。それを過ぎると、病気やケガが治っていても支給停止となります。

### たびたび休んでいるのですが、傷病手当は何回でも、もらえるのですか？

傷病手当の支給開始から1年6ヶ月の間であれば何回でももらえます。ただ、注意して欲しいことは、1年6ヶ月というのは、同じ病気で休む場合は、傷病手当をもらっていた期間の合計ではなく、支給開始からの期間となります。

例えば、ある病気で2ヵ月欠勤して傷病手当金をもらい、その後仕事に復帰し、定期的に診察や投薬など病院で治療を続けていて1年後に具合が悪くなってまた入院をした場

合、あと4ヶ月しか傷病手当金はもらえないということになります。ただし、同じ病気でも原因が違う場合は、新たに支給の開始となりますし、病気が違えばまたそこから1年6ヶ月ということになります。需給要件のところの図1をご参照ください。

➤ **前回手当をもらってから5年なのですが、再発した場合もう一度もらえますか？**

同じ病名、ケガでも前回の病気が治っていると判断されるなら、支給対象となります。社会的治癒といい、傷病手当支給後に会社に復帰し、治療を受ける必要がなく通常通り仕事や日常生活が送れている期間がある程度あるのであれば、社会通念上、病気が治ったと判断されます。これ以後に病気になったとしても、新しい病気として見なされ、手当支給の対象となりますが、これは難しい判断になります。

➤ **休んでいる期間の社会保険料はどうなるのですか？**

休職し、給与が出なくても社会保険に加入している限りは社会保険料を負担しなければなりません。社会保険料だけではなく住民税やその他の控除分があればそれも合わせて本人負担分については本人が支払う必要があります。会社が本人負担分を立て替え、後ほど返金してもらう分にはかまいませんが、肩代わりして支払うとそれが給与としてみなされ傷病手当金から控除されてしまいます。

➤ **傷病手当金と障害年金は同時にもらえるのですか？**

傷病手当金をもらっていて、厚生障害年金および障害手当（一時）金をもらうようになった場合は、傷病手当を打ち切られます。ただ、障害厚生年金額を360で割った額が傷病手当金日額より少ない時は、調整支給として差額分が支払われます。また、障害手当金をもらった時は、傷病手当金の支給額が障害手当（一時）金の額に達するまでは傷病手当は支給されません。

➤ **退職するのですが、傷病手当金は継続してもらえるのですか？**

次の要件をすべて満たしている場合は、退職しても引き続き支給されます。

- ①健康保険に加入していた期間が、退職した日まで継続して1年以上あるとき。
- ②退職までに**連続して**3日間仕事を休んだことがあるとき。
- ③実際に傷病手当金を受けた期間が、少なくとも1日はあるとき、もしくは受けることのできる状態（手当て支給を請求すれば支給をうけれる）であるとき。

退職後に新しく発生した病気やケガは対象になりません。また、傷病手当金を受けている期間に再就職した場合は手当ての支給は打ち切られます。

➤ **どのように申請するのですか？**

「傷病手当金申請書」に、事業主の証明と医師の意見（就労できない証明）を書いてもらいます。それを、社会保険事務所か健康保険組合に提出して下さい。また、初回申請時には休んだ月とその前月の出勤簿と賃金台帳の添付が必要です。また、2回目以降でも途中で出勤したりした場合には提出の必要があります。

皆様の会社でも利用する機会の多い傷病手当金です。ご不明な点はいつでもご相談ください。